

令和 7 年度

浅瀬石川二期農業水利事業

中泉幹線排水路他現場調査推進技術業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

（適用範囲）

第1条 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路他現場調査推進技術業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

（目的）

第2条 本業務は、浅瀬石川二期農業水利事業における工事の設計、監督、関係機関等との協議及び事業実施に関する業務の補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行及び公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第3条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

審査項目

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託先への支払いは適正か。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

（管理技術者）

第4条 管理技術者は、下表に示すいずれかの資格を有する者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒業後13年（短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年）以上相当の能力と実務経験を有する者をいう。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
農業土木技術管理士		
1 級土木施工管理技士		

（現場技術員）

第 5 条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員（B） 1 人	① 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）） ② 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ③ 1 級土木施工管理技士の資格を有する者。 ④ 2 級土木施工管理技士の資格取得後 3 年以上の実務経験を有する者。 ⑤ 大学卒業後 5 年、短大・高専卒業後 8 年、高校卒業後 11 年以上の実務経験を有する者。
現場技術員（C） 1 人	① 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業農村工学）） ② 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）） ③ 1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する者。 ④ 技術士補（農業部門） ⑤ 大学卒業後 2 年、短大・高専卒業後 4 年、高校卒業後 6 年以上の実務経験を有する者。

（配置技術者の確認）

第 6 条 共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- （1）受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- （2）農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第 7 条 受注者は、共通仕様書第 1-28 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（適用する図書）

第 8 条 本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書等を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定（改定）年月
第 9 条に示す工事の契約図書	－
土木工事共通仕様書	令和 6 年 3 月 22 日改正
土木工事施工管理基準	令和 6 年 3 月 22 日改正

（工事の概要）

第 9 条 本業務を行う工事の概要は、次表のとおりであり、工事場所は別添の位置図に示すとおりである。

工事名	工事場所	工期	工種区分
浅瀬石川統合頭首工建設工事（仮称）	青森県黒石市	R7.6～ （予定）	土木 機械
中泉幹線排水路（その 6）工事（仮称）	青森県五所川原市 北津軽郡鶴田町	R7.6～ （予定）	土木
中泉幹線排水路（その 7）工事（仮称）	青森県五所川原市 北津軽郡鶴田町	R7.6～ （予定）	土木
中泉幹線排水路（その 8）工事（仮称）	青森県五所川原市 北津軽郡鶴田町	R7.6～ （予定）	土木
中泉幹線排水路改修工事（仮称）	青森県五所川原市 北津軽郡鶴田町	R7.6～ （予定）	土木
中泉幹線排水路改築その他工事（仮称）	青森県五所川原市 北津軽郡鶴田町	R8.1～ （予定）	土木
その他必要な工事			

（業務場所）

第 10 条 業務場所は、青森県黒石市追子野木 3-145-1 及び黒石市浅瀬石川原田ほかを予定しており、別添位置図に示すとおりとする。なお、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとし、詳細については監督職員と協議の上決定するものとする。

設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

（履行期間）

第 11 条 履行期間及び業務期間は次のとおりとする。

履行期間：令和 7 年 4 月 15 日～令和 8 年 3 月 26 日まで

業務期間：令和 7 年 4 月 21 日～令和 8 年 3 月 26 日まで

（業務内容）

第 12 条 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員（B）及び現場技術員（C）とし、業務内容は次のとおりとする。また、現場技術員（B）は（１）～（４）の業務内容を総括的に行うものとし、現場技術員（C）は現場技術員（B）の指示のもとで（１）～（４）の業務を行うものとする。

（１）設計に関する業務

１）設計及び工事の積算に関する資料等の作成

- 2) その他上記に準ずる事項
- (2) 監督に関する業務
 - 1) 施工計画の検討
 - 2) 工程管理の点検
 - 3) 出来形管理及び品質管理の確認
 - 4) 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成
 - 5) 工事施工に関する資料等の作成
 - 6) 工事施工に関する立会、観察、測定等
 - 7) 工事の安全確保及び事故報告
 - 8) 工事現場発生品の確認
 - 9) 工事受注者に対する支給品等の確認
 - 10) その他上記に準ずる事項
- (3) 関係機関等との協議に関する業務
 - 1) 関係機関等との協議に関する資料等の作成
 - 2) その他上記に準ずる事項
- (4) 事業実施に関する業務
 - 1) 事業実施に関する資料等の作成
 - 2) その他上記に準ずる事項

(作業上の留意事項)

第13条

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行にパソコン、デジタルカメラ等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則としてパソコンの機能等については監督職員と協議のうえ決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウィルス対策ソフトがインストールされたウィルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。
- (3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。
- (4) 受注者は庁舎の使用にあたり、机、椅子等の貸与が必要な場合は、事前に別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。
- (5) 受注者は、庁舎管理上、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。
- (6) 情報共有システムについては以下のとおりである。
 - 1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
 - 2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
 - 3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

(打合せ)

第 14 条 共通仕様書 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第 15 条 成果物の提出は、次のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 業務実施報告書 | 1 式 |
| (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により
実施した業務において作成した資料 | 1 式 |
| (3) その他必要な資料 | 1 式 |

(成果物の提出先)

第 16 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県黒石市迫子野木 3－145－1
東北農政局津軽土地改良建設事務所

(契約変更)

第 17 条 現場技術業務契約書第 16 条から第 19 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

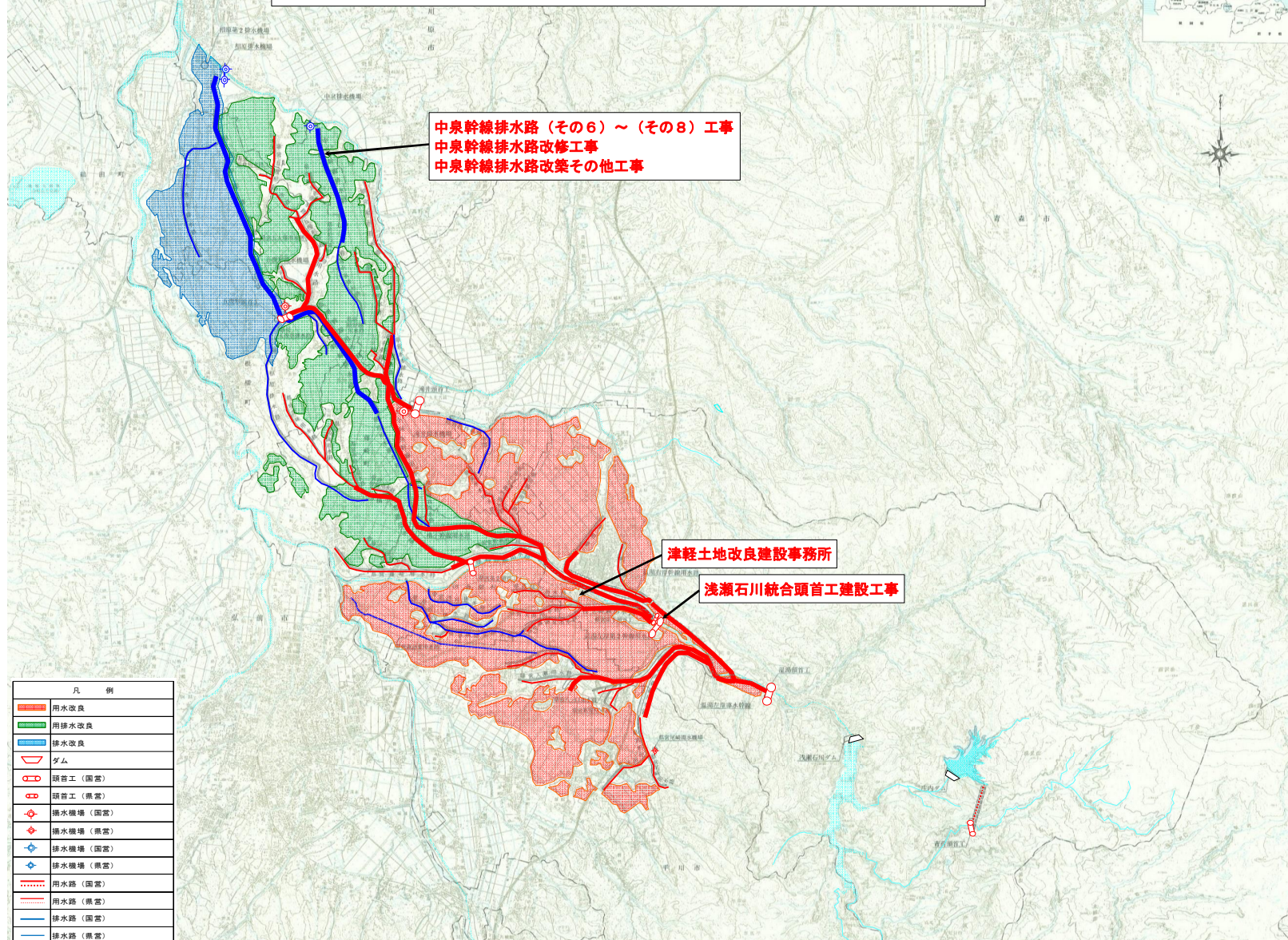
- (1) 第 9 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第 10 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第 11 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第 12 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第 14 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第 15 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(定めなき事項)

第 18 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添

令和7年度 浅瀬石川二期農業水利事業 中泉幹線排水路他現場調査推進技術業務 位置図



凡 例	
	用水改良
	用排水改良
	排水改良
	ダム
	頭首工(国営)
	頭首工(県営)
	揚水機場(国営)
	揚水機場(県営)
	排水機場(国営)
	排水機場(県営)
	用水路(国営)
	用水路(県営)
	排水路(国営)
	排水路(県営)